

農地転用が出来ない場合があります。

農業振興地域は、「農業の振興を図ることが必要である地域」であるため、「農地転用」ができない地番がほとんどです。詳しい地番については、事務局へご確認願います。

無断で転用した場合・・・

許可を受けないで「無断で農地を転用した場合」や「許可どおりに転用していない場合」などには、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令を受け、是正措置を講じることになります。（農地法83条の2）

また、3年以下の懲役や300万円以下の罰則の適用があります。（農地法92条）
農業委員会は、農地の所有者、耕作者その他の関係者から事情を確認したり、必要な報告書類を求めることがあります。

また、農業委員や事務局職員が農地に立ち入り、必要な調査をすることがあります。



妊娠中のみなさんへ ～妊婦健康診査の助成が変わります

保健センター 内線362

元気な赤ちゃんを産み育てるためには、お母さんが元気であることが大切です。

そのために、定期的な健診を受ける必要があります。

町では、妊娠中の健診の費用負担を軽減し、継続的な受診を目的として、4月1日から次のように妊婦健康診査の助成が変わります。

	平成20年度	平成21年度
名 称	妊婦健康診査 受診票	妊婦健康診査 費用補助券
補助回数	5回	14回

妊婦健康診査費用補助券の使用方法

【対象者】町内に住民登録または外国人登録のある方で、平成21年4月1日以降に出産される予定の方

【使用できる医療機関】神奈川県産科婦人科医会と契約している医療機関および湯河原町が契約している助産所

* 県外及び、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市の医療機関については、各医療機関に直接お問い合わせください。

【助成額】1回目7,000円、2回目～14回目3,000円がそれぞれ健診費用から差し引かれます。

【使用方法】医療機関を受診される際に、医療機関窓口に母子健康手帳と合わせてご提出ください。

妊婦健康診査費用補助券の配布方法

(1)平成21年4月1日以降に妊娠届出をされる方

母子健康手帳交付時に別冊としてお渡しします。

(2)平成21年4月1日以前に妊娠届出をされた方、もしくは妊娠中に湯河原町に転入された方。

湯河原町で妊娠届を出された方で、4月1日現在町に住民登録または外国人登録がある方には、保健センターから封書で連絡をしています。町外からの転入などにより町外で妊娠届出をされた方には連絡できませんので、保健センターへご連絡ください。

妊婦健康診査受診票の取り扱いについて

平成20年度発行の妊婦健康診査受診票は、4月1日以降使用できませんので、新しく交付した妊婦健康診査費用補助券をご使用ください。

